

臨時株主総会ならびに優先株主による種類株主総会および普通株主による
種類株主総会招集のための基準日設定公告

平成 23 年 9 月 29 日

株主各位

大阪市港区築港三丁目 7 番 15 号
大阪港振興株式会社
代表取締役社長 松田 正一

当社は、平成 23 年 11 月開催予定の臨時株主総会と、同日に開催予定の当社優先株主による種類株主総会および当社普通株主による種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 10 月 13 日(木曜日)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。

(注) 平成 23 年 8 月 9 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社辰巳商会による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」で公表のとおり、当社は株式会社辰巳商会の要請により、上記株主総会を開催することを予定しております。当社は、上記臨時株主総会において①当社において普通株式、優先株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、②当社の発行する全ての優先株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じです。)を付す旨の定款変更をすること、および③当該全部取得条項が付された当社の優先株式(自己株式を除きます。)の全部取得と引換えに別の種類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。上記議案①および②については会社法第 111 条第 2 項第 1 号等の規定により、上記臨時株主総会のほか当社優先株主による上記種類株主総会および当社普通株主による上記種類株主総会が必要となります。このため、当社は上記臨時株主総会と併せて当社優先株主による上記種類株主総会および当社普通株主による上記種類株主総会を開催する予定としており、今回の基準日設定公告により、上記臨時株主総会のほか、当社優先株主による上記種類株主総会および当社普通株主による上記種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定するものです。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

以上